

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
規制の名称	(1)貯留機能保全区域における一定の行為に対する届出・勧告制度の新設(特定都市河川浸水被害対策法第55条関係)
規制の区分	規制の新設
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課
評価実施時期	令和3年2月1日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>[課題及びその発生原因] 現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生しているところ、これに伴う人的・物的被害を防止・軽減すべく、貯留機能保全区域(河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域であって、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものとして、当該区域内の土地の所有者の同意を得て都道府県知事等(都道府県知事、指定都市の長等)が指定するもの)の指定制度を創設するとともに、その区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用を保全する措置を講ずる必要がある。</p> <p>[規制の内容] 本規制は、貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者に対し、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等の事項を都道府県知事等に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事等は、当該届出があった場合において、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができることとするものである。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者において、当該行為の種類や場所等の事項を事前に都道府県知事等へ届け出するための費用が発生する。
(行政費用)	都道府県等において届出を受理し、その内容を確認した上で、届出者に対し、必要に応じて、貯留機能保全区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用を保全するための助言・勧告を行うための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	本規制により、貯留機能保全区域内のどのような場所で盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為が行われているのか、あるいは行われようとしているのかを都道府県知事等が把握することが可能となり、当該行為を行おうとする者に対して、助言・勧告を通じた効果的なアプローチを行うことで、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用の保全を図ることが可能となるという大きな効果がある。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	本規制の新設には、貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為をしようとする者において、当該行為の種類や場所等の事項を事前に都道府県知事等へ届け出するための遵守費用が、また、都道府県等において、当該届出を受理し、その内容を確認した上で、届出者に対し、必要に応じて、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用を保全するための助言・勧告を行うための行政費用が発生する。一方、当該規制の新設は、貯留機能保全区域内の土地において盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為を行おうとする者に対して、都道府県知事等が助言・勧告を通じた効果的なアプローチを行うことで、当該区域が有する浸水被害の拡大を抑制する効用の保全を図ることが可能となるという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。
代替案との比較	貯留機能保全区域内の土地における盛土等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を阻害する行為について、事前の届出のみを義務付け、助言・勧告の規定を設けないこととする代替案が考えられるが、当該代替案は、本規制案と比べて、都道府県等における行政費用は軽微なものとなるものの、特定都市河川流域における浸水被害の防止・軽減に係る効果が限定的であり、当該規制の目的を達成するためには、本規制案が妥当である。

その他関連事項	当該規制については、「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」において、「保水・遊水機能を有する土地の保全等を進め、効果を早期に発現させて、治水安全度の向上や流域の水災害リスクの軽減を図るべきである。」との答申がなされた。
事後評価の実施時期等	施行から5年後(令和8年)に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
規制の名称	(2)浸水被害防止区域における一定の開発行為及び建築行為に係る許可制度の新設(特定都市河川浸水被害対策法第57条及び第66条関係)
規制の区分	規制の新設
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課
評価実施時期	令和3年2月1日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>[課題及びその発生原因] 現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じているところ、このような被害を防止すべく、浸水被害防止区域(特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物(居室を有するものに限る。)の建築(用途の変更を含む。)の制限をすべきものとして都道府県知事等(都道府県知事、指定都市の長等)が指定するもの)の指定制度を新たに設け、当該区域における、住宅や要配慮者利用施設等の一定の用途(以下「制限用途」という。)の建築物の建築に係る開発行為及び建築行為を専門的な知見を有する都道府県知事等の許可に係らしめる必要がある。</p> <p>[規制の内容] 本規制は、浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者に対し、開発段階、建築段階それぞれにおいて、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けなければならないこととするものである。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者において、開発段階、建築段階それぞれにおいて、あらかじめ都道府県知事等の許可を申請するための費用が発生する。
(行政費用)	都道府県等において、浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者から申請のあった物件について、開発段階、建築段階それぞれにおいて、当該物件が洪水等に対する安全基準を満たしているか確認するための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	本規制により、完成後の制限用途の建築物における洪水等に対する安全性が確保され、高齢者等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者について、水災害時の危険を回避することができるという大きな効果がある。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の新設による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	本規制の新設には、浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物の建築を行おうとする者において、開発段階、建築段階それぞれにおいて、あらかじめ都道府県知事等の許可を申請するための遵守費用が、また、都道府県等において、当該者から申請のあった物件について、開発段階、建築段階それぞれにおいて、当該物件が洪水等に対する安全基準を満たしているか確認するための行政費用が発生する。一方、当該規制の新設は、浸水被害防止区域における完成後の制限用途の建築物における洪水等に対する安全性が確保され、高齢者等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者について、水災害時の危険を回避することができるという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の新設は妥当である。
代替案との比較	浸水被害防止区域内の土地における制限用途の建築物の建築に係る開発行為及び建築行為について、事前の届出を義務付けた上で、必要に応じて、都道府県知事等が当該届出を行った者に対して、助言・勧告を行うことができる旨の規定を設けることとする代替案が考えられるが、当該代替案は、本規制案と比べて都道府県知事等における行政費用は軽微なものとなるものの、浸水の危険性が高い危険なエリアにおける洪水等発生時の人的被害の防止に係る効果は限定的であり、当該規制の目的を達成するためには、本規制案が妥当である。
その他関連事項	当該規制については、「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」において、「水災害リスクが特に高いと考えられる区域については土地利用規制や建物構造の規制等の検討を進める必要がある。」との答申がなされた。

事後評価の実施時期等	施行から5年後(令和8年)に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
規制の名称	(3)要配慮者利用施設における洪水等に対する避難訓練の結果報告の義務付け(水防法第15条の3関係)
規制の区分	規制の拡充
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課
評価実施時期	令和3年2月1日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>[課題及びその発生原因] 現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じているところ、このような被害の再発を防止すべく、現行の水防法の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が自ら作成義務を負う当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画で定めるところにより行わなければならないこととされている避難訓練等について、より実効性を高めるための新たな措置を講ずる必要がある。</p> <p>[規制拡充の内容] 本規制の拡充は、現行の水防法の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が行わなければならないこととされている避難訓練を行った場合に、新たに、その結果を市町村長へ報告することを義務付けるとともに、当該施設所有者等から当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長は、当該施設所有者等に対し、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとするものである。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、避難訓練を行った後にその結果を市町村長に報告するための費用が発生する。
(行政費用)	要配慮者利用施設の所有者等から当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長において、当該報告内容を確認し、施設所有者等に対して、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をするための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	本規制の拡充により、洪水等発生時における要配慮者利用施設の利用者の避難確保に係る実効性が高まるという大きな効果がある。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	<p>本規制の拡充には、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、避難訓練を行った後にその結果を市町村長に報告するための遵守費用が、また、当該施設所有者等から当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長において、当該報告内容を確認し、施設所有者等に対して、当該施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をするための行政費用が発生する。一方、当該規制の拡充は、洪水等発生時における要配慮者利用施設の利用者の避難確保に係る実効性が高まるという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p> <p>これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。</p>
代替案との比較	市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が国や市町村が作成した一律の避難訓練計画に基づき、避難訓練を実施することを義務付けることとする代替案が考えられるが、当該代替案は、本規制拡充案と比べて、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等における遵守費用は軽微なものとなるものの、洪水等発生時の人的被害の防止に係る効果は限定的であり、当該規制の目的を達成するためには、本規制拡充案が妥当である。

その他関連事項	本規制の拡充については、「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難に関する検討会」において検討が行われた。
事後評価の実施時期等	施行から5年後(令和8年)に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
規制の名称	(4)一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)の創設(都市計画法第11条関係)
規制の区分	規制の拡充
担当部局	国土交通省都市局都市計画課
評価実施時期	令和3年2月1日
規制の目的、内容及び必要性等	新たな都市施設として、一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)を位置付ける。当該施設に関する都市計画が定められた場合には、他の都市施設の場合と同様、都市計画法第53条の規定により、当該都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けることが必要となる。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)の区域内において、建築物の建築をしようとする者が、その許可を申請するための費用が発生する。
(行政費用)	建築物の建築をしようとする者による申請書を確認するための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	本規制の拡充により、水災害の発生時に、居住者、来訪者又は滞在者の避難・滞在の拠点となる施設の整備が進み、市街地の安全性の強化に資するという大きな効果が見込まれる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
費用と効果(便益)の関係	本規制の拡充においては、遵守費用として、一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)の区域内において、建築物の建築をしようとする者が、その許可を申請するための費用が発生するが、申請にあたって多額の費用を要する書類を添付させることは想定していないことから、軽微である。また、行政費用として、建築物の建築をしようとする者による申請書を確認するための費用が発生するが、軽微である。一方、本規制の拡充によって、水災害の発生時に、居住者、来訪者又は滞在者の避難・滞在の拠点となる施設の整備が進み、市街地の安全性の強化に資するという大きな効果が見込まれる。上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。
代替案との比較	代替案として、一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)に関する都市計画が定められた場合には、当該都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等に届け出なければならないとし、都道府県知事等は、届出をした者に対して、必要な措置をとることを勧告することができることが考えられるが、行政費用が一定程度減少し、遵守費用が変わらない一方、一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)の計画的な整備が阻害されるという支障が生じる。よって、代替案は、規制案と比べ、効果が限定的であることから、当該規制案が妥当である。
事後評価の実施時期等	施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
規制の名称	(5)地区レベルの防災性を向上させるための地区計画制度の拡充(都市計画法第12条の5関係)
規制の区分	規制の拡充
担当部局	国土交通省都市局都市計画課
評価実施時期	令和3年2月1日
規制の目的、内容及び必要性等	地区整備計画に定めることができる事項として、建築物の敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化等街区の安全な環境を確保するための事項を追加する。当該事項が定められている地区計画の区域内においては、土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為について、届出・勧告の対象とする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が定められた地区計画の区域内において建築物の敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化を行うための費用や、地区計画の区域内において土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者が、その届出をするための費用が発生する。
(行政費用)	土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者による届出書を確認し、当該行為が不適当な際に勧告するための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	本規制の拡充により、地区計画において、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が地区整備計画の記載事項となり、水災害等に対する地区の防災性の向上に資するという大きな効果が見込まれる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
費用と効果(便益)の関係	本規制の拡充においては、遵守費用として、建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が定められた地区計画の区域内において建築物の敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化を行うための費用や、地区計画の区域内において建築物の建築等の行為をしようとする者が、その届出をするための費用が発生する。また、行政費用として、土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為をしようとする者による届出書を確認し、当該行為が不適当な際に勧告するための費用が発生するが、軽微である。一方、本規制の拡充によって、地区計画において、街区の安全性の確保に資する事項が地区整備計画及び建築確認の対象となり、水災害等に対する地区の防災性の向上に資するという大きな効果が見込まれる。上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。
代替案との比較	代替案として、地区整備計画に建築物における敷地のかさ上げや住宅の居室の高床化が定められた地区計画の区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築等について、届出の対象とするが、勧告の対象とはしないことが考えられる。しかしながら、代替案は遵守費用は変わらず、行政費用は一定程度減少するものの、水災害等に対する地区の防災性の向上が阻害されるという支障が生じるため、その効果は限定的である。よって、代替案は、規制案と比べ、効果が限定的であることから、当該規制案が妥当である。
事後評価の実施時期等	施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
規制の名称	(6)浸水被害防止区域(仮称)における開発行為の制限(都市計画法第33条関係)
規制の区分	規制の拡充
担当部局	国土交通省都市局都市計画課
評価実施時期	令和3年2月1日
規制の目的、内容及び必要性等	都市計画法第33条第1項第8号において、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は開発行為を行うのに適当ではない区域とされている。今回創設する浸水被害防止区域(仮称)についても同様に、開発行為を行うのに適当ではない区域とする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	開発地としてどのような土地を選ぶかは開発者次第であり、より地価の安い土地を選ぶことも十分考えられるため、本規制拡充に伴い、追加的な遵守費用は発生しないと想定される。
(行政費用)	浸水被害防止区域(仮称)での開発が原則不許可になることが明確化されることで、浸水の危険が高いエリアに係る開発の申請は減少することが想定される。このため、申請の受理、許可の判断等に係る行政費用は減少する。
直接的な効果(便益)の把握	浸水被害防止区域(仮称)における新規開発が抑制され、当該エリアでの市街化の進展の防止、住民、施設の利用者、従業員等の安全確保、災害からの資産の保全という大きな効果が見込まれる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。
費用と効果(便益)の関係	本規制の拡充においては、行政費用として申請の受理、許可の判断等に係る費用が発生するが、発生する費用は減少すると考えられる。一方、本規制の拡充によって、浸水被害防止区域(仮称)における新規開発が抑制され、当該エリアでの市街化の進展の防止、住民、施設の利用者、従業員等の安全確保、災害からの資産の保全という大きな効果が見込まれる。上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。
代替案との比較	代替案として、自己業務用の施設のうち、二次利用者が比較的少ない事務所等一部の施設については、浸水被害防止区域(仮称)における開発行為を認めることとすることが考えられる。しかしながら、代替案は追加的な遵守費用が発生せず、行政費用も軽微なものの、浸水被害防止区域(仮称)での市街化の進展の防止、住民、施設の利用者、従業員等の安全確保、災害からの資産の保全という効果は限定的である。よって、代替案は、規制案と比べ、効果が限定的であることから、当該規制案が妥当である。
事後評価の実施時期等	施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
規制の名称	(7)特別緑地保全地区の指定要件の拡充(都市緑地法第12条関係)
規制の区分	規制の拡充
担当部局	国土交通省都市局公園緑地・景観課
評価実施時期	令和3年2月1日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>雨水の貯留又は浸透に資する緑地(以下「雨水浸透貯留地帯」という。)は、豪雨等の水災害において氾濫を防ぐグリーンインフラとしての役割を果たしており、積極的に保全を図る必要がある。</p> <p>一方、特別緑地保全地区の指定要件において、災害の防止に資する緑地は「避難地帯」としての位置付けとなっている。雨水浸透貯留地帯は、豪雨時には浸水して雨水を貯留又は浸透させることから「避難地帯」に該当せず、特別緑地保全地区として指定することができない。よって、今般法改正を行い、雨水浸透貯留地帯を特別緑地保全地区の指定要件に追加することとする。</p> <p>このような措置を講じない場合、雨水貯留浸透地帯において宅地化等の土地の形質変更等行われることにより、河川や下水道への雨水の流出量が増加して災害が生じるおそれがある。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	追加的な遵守費用は発生しない。
(行政費用)	当該規制は規制緩和には該当しない。また追加的な行政費用については、新たに特別緑地保全地区を指定する場合、特別緑地保全地区の都市計画決定に係る費用が発生するが、現在の特別緑地保全地区に係る事務の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。
直接的な効果(便益)の把握	<p>今回の規制は、全国各地で水害が発生し、今後も水害の激甚化・頻発化が懸念される状況下において、雨水貯留浸透地帯を保全することにより、緑地の貯留浸透機能が河川や下水道への雨水流入量を平準化又は軽減させ、豪雨等の水災害において氾濫を防ぐという効果がある。</p> <p>なお、その効果については、当該地区を有する土地の形状、土壌の構造等によって異なることから、一律に定量的に把握することは困難である。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	<p>当該規制には、遵守費用は発生しないが、行政費用については、特別緑地保全地区の都市計画決定に係る費用が発生するが、現在の特別緑地保全地区に係る事務の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。。一方、当該規制の拡充は豪雨等の水災害において氾濫を防ぐという効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p> <p>これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制は妥当である。</p>
代替案との比較	<p>全国各地で水害が発生し、今後も水害の激甚化・頻発化が懸念される状況下において、雨水貯留浸透地帯の保全は緊急性が高く、地方自治体を主体として緑地をグリーンインフラとして水害対策に活用することを促進していくことが重要である。</p> <p>一方、代替案は、緑地を保全すべきかどうかの判断について土地所有者の任意に委ねられている。このことから、規制案と比較し実績が増え難く、代替案の規制の効果は限定的である。当該規制の目的を達成するためには、規制案が妥当である。</p>
その他関連事項	
事後評価の実施時期等	施行から5年後
備考	

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案
規制の名称	(8)要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等に対する避難訓練の結果報告の義務付け(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2関係)
規制の区分	規制の拡充
担当部局	国土交通省水管理・国土保全局水政課
評価実施時期	令和3年2月1日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>[課題及びその発生原因]</p> <p>現在、気候変動の影響により、これまで経験したことのないような豪雨による深刻な洪水や内水氾濫が全国各地で発生し、実際に要配慮者利用施設の利用者が死亡するという人的被害が生じているところ、実際に被害が顕在化している洪水のみならず、土砂災害についても対策を講ずる必要性が高いと考えられるため、現行の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が当該計画で定めるところにより行わなければならないこととされている避難訓練について、より実効性を高めるための新たな措置を講ずる必要がある。</p> <p>[規制拡充の内容]</p> <p>本規制の拡充は、現行の土砂災害防止法の規定に基づき、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が行わなければならないこととされている避難訓練を行った場合に、新たに、その結果を市町村長へ報告することを義務付けるとともに、当該施設所有者等から当該急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長は、当該施設所有者等に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができることとするものである。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、避難訓練を行った後にその結果を市町村長に報告するための費用が発生する。
(行政費用)	要配慮者利用施設の所有者等から急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長において、当該報告内容を確認し、施設所有者等に対して、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をするための費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	本規制の拡充により、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の避難確保に係る実効性が高まるという大きな効果がある。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	本規制の拡充には、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等において、避難訓練を行った後にその結果を市町村長に報告するための遵守費用が、また、当該施設所有者等から急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成若しくは変更の報告又は当該避難訓練結果の報告を受けた市町村長において、当該報告内容を確認し、施設所有者等に対して、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をするための行政費用が発生する。一方、当該規制の拡充は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の避難確保に係る実効性が高まるという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制の拡充は妥当である。

代替案との比較	市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等が国や市町村が作成した一律の避難訓練計画に基づき、避難訓練を実施することを義務付けることとする代替案が考えられるが、当該代替案は、本規制拡充案と比べて、市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等における遵守費用は軽微なものとなるものの、急傾斜地の崩壊等による人的被害の防止に係る効果は限定的であり、当該規制の目的を達成するためには、本規制拡充案が妥当である。
その他関連事項	本規制の拡充については、「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難に関する検討会」において検討が行われた。
事後評価の実施時期等	施行から5年後(令和8年)に事後評価を実施する。
備考	